

あまがさき し しゅ わ

尼崎市手話

パンフレット

しゅ わ とも い
～手話で共に生きる～



あまがさき し
尼崎市

はじめに

- ・聞こえる人たちは、音声(音声言語と言います)で話をしたり、聞いたたり、しています。
- ・聞こえない人と話をしたことはありますか？
- ・聞こえない人たちは目で見て(視覚言語と言います)話をしています。
- ・表情豊かに手話で話をしている人たちを見たことがありますか？
- ・「手話」は聞こえない人たちのコミュニケーション方法のひとつです。
- ・聞こえない人たちの大切な「言葉」です。
- ・尼崎市は、聞こえない人たちの大切な言葉である「手話」を言語として認め、手話で会話することの環境をつくるために、平成29年12月25日に「尼崎市手話言語条例」を制定しました。

もくじ

はじめに	1
聞こえない人・聞こえにくい人って？	2
聞こえない人とのコミュニケーション方法は？	3
聞こえない人と聞こえる人をつなぐ人は？	5
聞こえない人が困ること	6
手話単語(やってみよう)	9
手話単語(尼崎の地名)	11
「手話の今昔」～手話が言語と認められるまでの成り立ち～	13
尼崎市手話言語条例	15
尼崎市手話言語条例ができるまで	17
手話に関する問い合わせ先など	18
楽しい指文字50音表	裏表紙

き ひと き ひと 聞こえない人・聞こえにくい人って？

しゃ ろう者

う まれつき き きこえない、あるいは乳幼児期に失
ちよう ひと のことをいい、しゅわ かい わ ひと
聴した人のことをいい、手話で会話する人です
(しゅわ かい わ ひと ふく ば あい
(手話で会話しない人を含む場合もあります)。
こじん のせいいくれき う けてきた きょういく こと ば り かい
個人の成育歴、受けてきた教育、言葉の理解
りよく じょうほうりょう こじん き
力、情報量などには個人差があります。



なん ちよう しゃ 難聴者

みみ き ひと
耳が聞こえにくい人のことをいいます。
ほちよう き しよう おと き
補聴器を使用していますが、音は聞こえても
こと ば までききとれない人など、きこえのていど
言葉まで聞きとれない人など、聞こえの程度
にはこじん き
には個人差があります。
かい わ ほちよう き しよう くちもと
会話のときは補聴器を使用しながら、口元を
み こと ば り かい ひと おお
見て言葉を理解している人が多いです。



ちゆう と しつ ちよう しゃ 中途失聴者

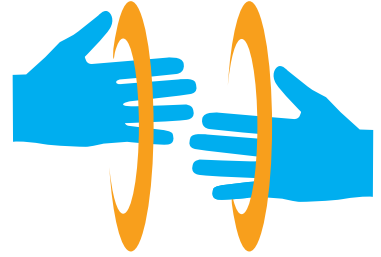
こと ば おほ あと じ こ びよう き き
言葉を覚えた後で、事故や病気で聞こえなく
なつたひと のことです。はな ことはできますが
はな
せているから き きこえているとご かい ぶん
に感じて いる人がいます。

き ひと ほう ほう 聞こえない人とのコミュニケーション方法は？

しゅ わ 手話ってなあに？

聞こえない人の生活から生まれた「目で見る言葉」です。

聞こえない人が手や指の動き、表情などによって視覚的に意思や気持ちを伝える言語です。



ゆび も じ 指文字ってなあに？

50音を手の形で表現する方法です。

手指を組み合わせて作る形で文字を表すものです。手話単語にない言葉、人名、地名などを表現するときに使います。



こう わ 口話ってなあに？

話をしている人の口の動きを見て話の内容を理解する方法です。

大きな声で話す必要はありません。

口の動きを見て言葉を読みます。

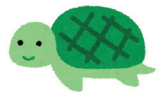
(マスクは外してください。)

同じような口形の言葉は読みづらいです。

あめ
[雨]



かめ
[亀]



れい あめ かめ
例) 雨・亀

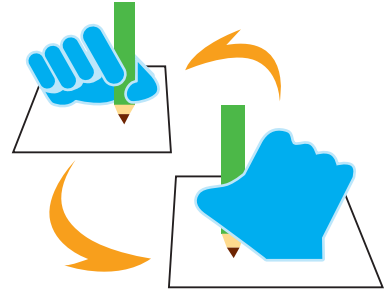
筆 談ってなあに？

書いた文字を見てコミュニケーションをとる方法
です。

ペンや紙がなくても手に文字を書く、携帯電話
などに文字を打つ方法もあります。

聞こえない人の中には文章を理解することが苦
手な人もいます。

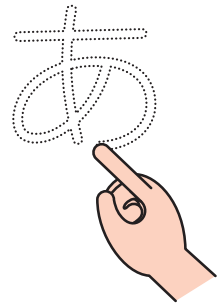
簡潔な文章と読みやすい文字で書いてください。



空 書ってなあに？

筆記用具が無くても、空中に字を書いて伝える
方法です。

大きくゆっくりと文字を黒板に書くように書いて
ください。



コミュニケーションのポイント

- ① 一つの方法にこだわらず、目で見てわかる方法を組み合わせて
コミュニケーションを工夫しましょう。
例) 口話+筆談 筆談+身振りなど
- ② 話すときは顔が見える位置で、ゆっくりはっきりと話しましょう。
- ③ 内容が正しく伝わっているか、確認しながら話しましょう。

聞こえない人と聞こえる人をつなく人は？

手話通訳者や要約筆記者を見かけたことはありますか？

手話通訳者とは

手話を音声の言葉に、音声の言葉を手話に変えて、聞こえない人と聞こえる人をつなく仕事をしている人です。

日常生活のいろいろな場面で活躍しています。

※手話通訳者は、聞こえない人とコミュニケーションを取るために聞こえる人にとっても必要です。



要約筆記者とは

話の内容を要約し、文字にすることで聞こえない人のコミュニケーションを支援します。難聴者・中途失聴者の情報取得に有効な方法です。

要約筆記には、手書きとパソコンを使ったものがあります。



手話通訳者・要約筆記者になるには？

(手話通訳者養成講座)

- ・手話奉仕員養成講座 …… 手話での会話を学びます。
 - ・手話通訳者養成講座 通訳I
 - ・手話通訳者養成講座 通訳II
 - ・手話通訳者養成講座 通訳III
- 手話通訳者を
目指します。

(要約筆記者養成講座)

- ・要約筆記者養成講座 (手書き・パソコン)
- 要約筆記者を目指します。

※問い合わせ先: 尼崎市聴覚障害者コミュニケーション支援センター

市役所中館 1 階 (TEL:06-6430-9485 FAX:06-6430-9489)

き ひと こま 聞こえない人が困ること

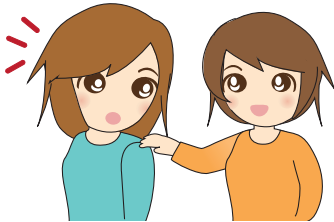
わたし
私たちにできることはありますか？
いっしょ かんが
一緒に考えてみましょう。



せい かつ まち ある 生活・街を歩いているとき



がいけん ちょうかくしょうがい
外見からは聴覚障害がある
ことがわからないため、こえ
かけられても気づかず、まわ
りから「無視された」とごかい
される可能性があります。



よ はんのう ば
呼びかけても反応がない場
あひ き おも
合、「聞こえないのかも?」と思っ

てください。

こえ あいて かお
声をかけるときは、相手の顔を
み ぐち うご はな
見て口をはっきりと動かして話
ふ ふう こえ おお
し、普通の声の大きさでゆっく
つた
り伝えましょう。



うし く じてんしゃ くるま
後ろから来る自転車のベルや、車のクラクションの
おと き
音が聞こえません。

おと あいず きづ
音で合図をしても気づかない
ひと き ひと
人がいたら、聞こえない人が
し
も知れません。



みせ かい わ かい ぎ
店・会話・会議のとき・・・



てんいん はな なに
店員に話しかけられても、何
を言っているのかわかりませ
ん。また、声に出して話すこと
ができない人もいるので、正
しく伝わらずに誤解されて
しまうことがあります。



こうわ
口話でのコミュニケーション
をするときに口の形が似てい
る言葉はわかりにくいです。
例) 待ち合わせの時間、1時
「いちじ」、2時「にじ」、7時「し
ちじ」だと間違いが起こって
しまいます。



かい ぎ ほつげん はや ほつげん かさ
会議などで発言が早すぎたり、発言が重
なったりすると内容がわかりません。

くち うご
・口の動きをはっきりさせて、ゆっ
くり話したり、筆談や簡単な身
振り・手振りで情報を伝えま
しょう。

(マスクは口形が見えないので
はずすようにしましょう。)



たいせつ ないよう
・大切な内容はメモ

に書くなど、伝え方を工夫し
ましょう。



ふくすう ひと はな はな まえ て あ
・複数の人がいるところで話すときは話す前に手を挙げるなどして
ひとりずつ発言しましょう。(会議などでは、手話通訳者や要約
記者を配置することが望ましいです。)

電車・災害が起きたとき・・・



でんしゃ とつぜん ていしゃ おく
電車が突然停車したときや遅れたとき、または災害が起こったときなどの放送が聞こえません。そのため、電光掲示板などの表示がなければ、まったくわかりません。



さいがい お おん
災害が起こったとき、音
せい じょうほう ほうそう
声による情報や放送が
まったくき
聞こえません。
ほんだん おく
そのため、判断が遅れ、
いのち
命にかかわることもあります。



なに お ひつ だん み ぶ
何が起こったのかを筆談や身振りなどで
つた
伝えましょう。

けいたい でん わ
メモがなくても携帯電話やスマートフォン
がめん も し にゅうりょく つた ほうほう
の画面に文字を入力して伝える方法もあります。

なが ぶんしょう り かい
長い文章だと理解しにくいときがありま
みじか ぶんしょう つた
す。短くわかりやすい文章で伝えましょう。

こま ひと み ちが こえ
困っている人を見かけたら近づいて声を
かけましょう。

ひ なん じょ ほうそう ない よう じょうほう かみ
避難所では放送の内容や情報を紙や
か ひょうじ
ボードに書いて表示しましょう。

じまく がめん せってい
テレビは字幕のついた画面に設定しま
しょう。

み じょうほう ていきょう く ふう
見てわかる情報提供を工夫しましょう。
(スマートフォンやタブレットも使えます。)

しゅ わ たん ご
手話単語(やってみよう①)

かいせつ
解説



ひだりてこう こ ゆびがわ ちょっかく みぎて
左手甲に小指側を直角にのせた右手を
あ ちたま さ
上げながら頭を下げます。
りきし けんしょうきん う と さい てがたな
(力士が懸賞金を受け取る際の、手刀を
き しぐさ ゆらい
切る仕草に由来しています。)

ありがとう

かいせつ
解説

はななきき お みぎて
鼻先に置いた右手のこぶしを
ひら きながら まえ だ かる あたま
開きながら、前へ出し、軽く頭を
さ
下げます。



①よろしく ②お願いします

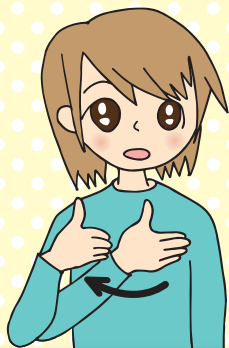
かいせつ
解説



みぎて て むね な お
右手の手のひらで胸を撫で下ろします。
(または、右手のこぶしで胸をたたき
ます。)

わかりました

しゅ わ たん ご
手話単語(やってみよう②)



だい じょう ぶ
大丈夫

かいせつ
解説

わんきょく みぎ て ゆび さき ひだりむね
湾曲させた右手の指先を左胸にあてて
から、右胸にあてます。

かいせつ
解説

わんきょく りょうて ゆびさき むね む
湾曲させた両手の指先を胸に向
け、交互に、上下に動かします。



うれ
嬉しい

かいせつ
解説

りょうて た て て ぶん
両手を立てて、手をヒラヒラと振ります。



はく しゅ
拍手

しゅ わ たん ご あまがさき ち めい
手話単語(尼崎の地名①)

かいせつ
解説

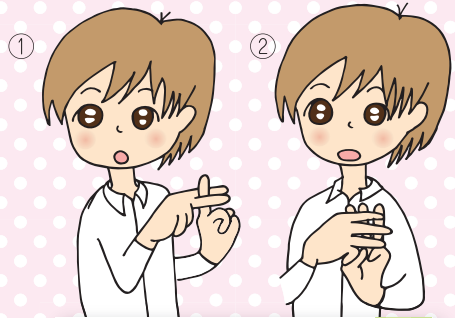


ちゅう おう
中 央

かた て ひと さ ゆび おやゆび かた て
 片手の人差し指と親指に、片手の
 ひと さ ゆび した
 人差し指をあて下へおろします。
 ちゅうおう
 (中央)

かいせつ
解説

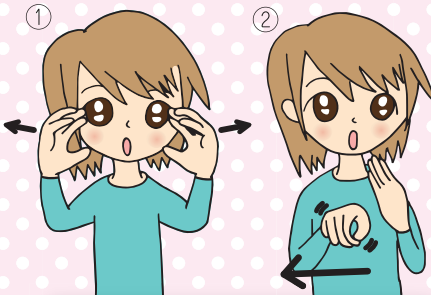
- ひだりて ひと さ ゆび た みぎて
 ①左手の人差し指を立て、右手
 の2指を手前から相手方に向
 けてます。(小)
 ②両手3指を合わせ、漢字の
 「田」を作ります。(田)



お だ
小 田

かいせつ
解説

- ゆびさき ひろ りょうて む あ
 ①指先を広げ、両手を向かい合わせた
 状態から、横に広げていきます。(大)
 かた て や ね ひとつ て
 ②片手で屋根をつくり、もう一方の手
 の指先を下に向けて、こすり合わせ
 ながら左から右へ動かします。(庄)



おお しょう
大 庄

しゅ わ たん ご あまがさき ち めい
手話単語(尼崎の地名②)

かいせつ
解説

- ひだりて て うえ む
 ①左手の手のひらを上に向け、その
 うえ みぎて し た たち
 上に右手2指を立てます。(立)
- りょうて ゆびさき うえ ひろ りょうて
 ②両手の指先を上にして広げ、両手
 くび あ かいでん はな
 首を合わせて回転させながら、花
 がさ くし くさをします。(花)

①

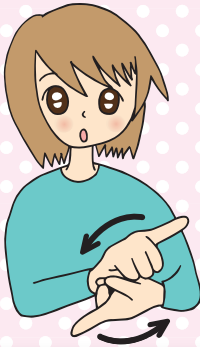


たち
立

②



はな
花

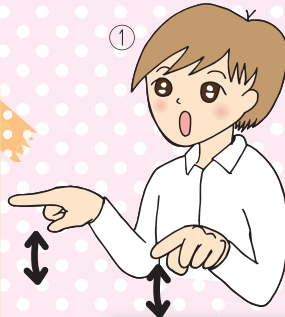


む こ
武 庫

かいせつ
解説

- りょうて ひとさ ゆび た りょうてくび
 両手の人差し指を立て、両手首を
 む あ つ しょうたい
 向かい合わせに付けた状態から、
 みぎ まわ しょうげ てくび い ち
 右に回して上下の手首の位置を
 ぎやく む こ
 逆にします。(武庫)

①



その
園

②



だ
田

かいせつ
解説

- りょうて ひとさ ゆび まえ む
 ①両手の人差し指を前に向け、
 ぜんご せんご いち しょうげ
 前後にずらした位置で上下に
 かいうご その
 2回動かします。(園)
- りょうて し あ かんじ
 ②両手3指を合わせ、漢字の
 た つく だ
 「田」を作ります。(田)

「手話の今昔」

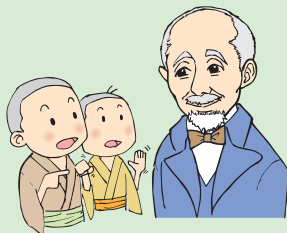
しゅ わ げん ご
～手話が言語と

みと な た
認められるまでの成り立ち～

しゅ わ はじ 手話の始まり

しゅ わ き ひとびと
手話は聞こえない人々のコミュニケー
ションの中で生まれ、発展してきた言語です。

に ほん めいじ ねん きょうと もう あいん ふるかわ た しろうし
日本においては、明治11年に京都盲啞院で古河太四郎氏により
しゅ わ かつよう きょういく かい し いぜん めいじ ねん きょうと
手話を活用した教育が開始されました。それ以前、明治8年に京都
市の待賢小学校では、聞こえない生徒のための学級が開設されて
います。



しゅ わ きょういく ば きん し 手話の教育の場での禁止

めいじ ねん ひら だい かい きょういく こく さい かい ぎ
明治13年にイタリア・ミラノで開かれた第2回ろう教育国際会議
にて、「手話法は口話法より劣っている」と取り上げられ、各国のろ
う学校が手話を禁止して口話法を取り入れます。そして、日本にお
いても、聴覚障害教育における手話・口話論争などがありましたが、
聞こえる社会のなかで生きていくためには口話法がよいということ
で手話が教育の場で活用されなくなりました。



き 聞こえる人に理解を広める活動

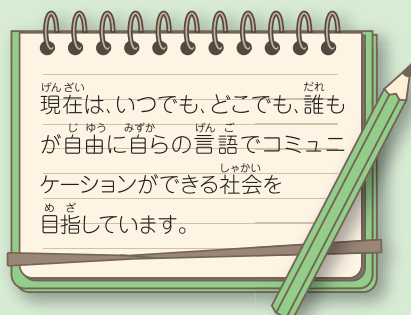


ろう者の運動により手話を学ぶ人が増え、少しずつ手話が広がっていきました。昭和45年に手話奉仕員養成事業、昭和48年に手話通訳者設置事業、昭和51年に手話奉仕員派遣事業の制度ができ、手話サークルや手話通訳者と共に歩み、多くの聞こえる人に理解を広める活動が展開していきました。

げん 言語として認められた手話



平成18年、国連で「障害者権利条約」が採択され、条約の第2条に「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう」と定義づけられました。平成22年にカナダ・バンクーバーで第21回ろう教育国際会議が開催され、手話の使用を禁じたイタリア・ミラノ会議の決議が撤廃されました。日本では平成23年8月5日、障害者基本法の第3条第3項に「言語(手話を含む。)」と定義され、全国の都道府県や市町村において「手話言語条例」の制定が進められています。



尼崎市手話言語条例

言語は、人と人との意思疎通に使用されるだけでなく、知識を蓄え、これを伝達し、文化を創造する上で不可欠なものとして、人類の進歩に大きく貢献してきました。また、言語は、人間が個性を形成する上での重要な要素の一つであるため、あらゆる言語が言語として認知され、それを使用し、学び、伝える権利が保障されなければなりません。

手話は、手指や身体の動きと表情を使って表現する視覚言語です。しかし、音声言語とは異なり、かつてろう学校において事実上手話の使用が禁止されていたことや、社会での手話に対する偏見があったことなどから、長年にわたり手話が言語として認められてこなかったという、ろう者にとっては苦難の歴史がありました。

現在の社会においても、いまだ一般に手話と接する機会は少なく、教育現場や災害発生時などの様々な場面において、ろう者が意思疎通を図り、必要な情報を取得することができる環境が十分に整備されているとはいえず、また、手話やろう者に対する理解も深まっているとはいえません。

このような状況の中で、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話は言語として位置付けられ、また、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律において、全ての国民が、障害がある人もない人も平等に生活することができる社会の実現を目指すことが求められています。

このため、私たちは、手話が音声言語と同様に重要な役割を担っていることを認識し、手話とろう者に対する理解を深めるための取組を積極的に進めていかなければなりません。

ここに、私たちは、誰もが自らの言語で意思疎通を図り、必要な情報を取得することができることによって安心して暮らすことができるよう、地域で支え合い、お互いを尊重し、理解して共に生きることができる社会の実現を目指して、この条例を制定します。

(この条例の目的)

第1条 この条例は、手話及びろう者に対する理解並びに手話の普及(以下「手話に対する理解等」という。)の促進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、手話に対する理解等の促進に関する施策(以下「促進施策」という。)の基本的事項を定めることにより、促進施策を総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民等が共生することができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ろう者 聴覚に障害があり、手話を言語として使用することにより日常生活又は社会生活を営む者をいう。
- (2) 市民 本市の区域内に住居若しくは勤務場所を有し、又は本市の区域内に存する学校等に通学する者をいう。
- (3) 事業者 本市の区域内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。
- (4) 市民等 市民及び事業者をいう。
- (5) 手話通訳者 手話によりろう者その他の者との意思疎通を仲介する者をいう。

(基本理念)

第3条 ろう者は、手話により意思疎通を図る権利を有し、その権利は尊重されなければならない。

- 2 手話に対する理解等の促進は、ろう者の自立した日常生活及び地域における社会参加の機会を確保することにより、全ての市民が相互に人格及び個性を尊重し合い、全ての市民等が共生することができる地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、促進施策を策定し、及び実施するものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念のっとり、手話及びろう者に対する理解を深めるよう努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する促進施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念のっとり、手話及びろう者に対する理解を深めるよう努めるとともに、ろう者が利用しやすいサービスを提供し、及びろう者が働きやすい環境を整備するよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する促進施策に協力するよう努めなければならない。

(施策の策定等)

第7条 市は、促進施策として次の各号に掲げる施策を策定し、及び実施するものとする。

- (1) 手話及びろう者に対する理解が深められ、並びに手話を普及させるための施策
 - (2) 手話による意思疎通及び情報の取得の機会を拡大するための施策
 - (3) 手話通訳者の確保及び養成のための施策
 - (4) その他市長が必要と認める施策
- 2 市長は、前項各号に掲げる施策を総合的かつ計画的に推進するため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定により策定する計画(市における障害者のための施策に関する基本的な計画をいう。)において、当該施策に関する事項を定めるものとする。
 - 3 市長は、第1項各号に掲げる施策の実施の状況等について、次の各号に掲げる者の意見を聴くものとする。
 - (1) 学識経験者
 - (2) ろう者
 - (3) 手話通訳者
 - (4) 市民(ろう者を除く。)又は事業者の代表者
 - (5) その他市長が必要と認める者

(手話及びろう者に対する理解を深めるための機会の確保等)

第8条 市は、ろう者、手話通訳者及び市民等と協力して、手話に関する講習会を実施すること等により、手話及びろう者に対する理解を深めるための機会を確保するよう努めるものとする。

- 2 市は、市職員が手話及びろう者に対する理解を深めるための研修を実施するよう努めるものとする。

(手話を使用した情報発信)

第9条 市は、手話を使用して市政に関する情報を発信するよう努めるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。(※平成29年12月26日公布)

あまがさき し しゅ わ げん ご じょうれい
～尼崎市手話言語条例ができるまで～

けんとうきょうぎ かい せつ ち
(検討協議会の設置まで)

しょう わ ねん
昭和57年

しょうがいふく し か じょうきん しゅ わ つうやくしゃ はい ち
障害福祉課に常勤の手話通訳者を配置

しょう わ ねん がつ
昭和62年7月

あまがさき し しゅ わ つうやくしゃ は げん じぎょう かい し
尼崎市手話通訳者派遣事業を開始

へい せい ねん がつ
平成28年2月

へい せい ねん ど しゅ よう じぎょう しゅ わ げん ご じょうれい せい てい む
平成28年度主要事業において、「手話言語条例」の制定に向け
た「検討協議会」の設置を提案

へい せい ねん がつ
平成28年3月

あまがさき し しょうりょくしょうがいしゃふく し しょうかい あまがさき きょうかい あまがさき し しゅ わ
尼崎市聴力障害者福祉協会・尼崎ろうあ協会が「尼崎市の手話
言語条例の制定に関して」の要望書を市に提出

へい せい ねん がつ
平成28年7月

じん じ が ちょうかくしょうがい しょういん し えん しゅ わ つうやくしゃ はい ち
人事課に聴覚障害のある職員を支援するための手話通訳者を配置

けんとうきょうぎ かい けんとう
(検討協議会での検討)

へい せい ねん がつ にち へい せい ねん がつ にち
平成28年12月15日～平成29年12月11日

がくしきけいけんしゃ とう じ しゃ い し そ つう し えん しゃ こう せい あまがさき し しゅ わ げん ご じょうれい けんとう
学識経験者・当事者・意思疎通支援者などで構成した「尼崎市手話言語条例検討
協議会」を全6回にわたり開催

じょうれいあん かけつ
(条例案の可決まで)

へい せい ねん がつ にち
平成29年10月31日

だい かい けん とう きょうぎ かい じょうれいあん と
第5回検討協議会において条例案の取りまとめ

へい せい ねん がつ にち
平成29年12月 5日

じょうれいあん てい あん
条例案の提案

へい せい ねん がつ にち
平成29年12月25日

ぜん かい いっ ち じょうれいあん かけつ よく がつ にち し こう
全会一致で条例案の可決(翌12月26日施行)

かんれん し さく すいしん
(関連施策の推進)

へい せい ねん ど
平成29年度

しゅ わ つうやくしゃ よう せい こう ざ が てい れん ぞく じゆ こう かく じゆ
手話通訳者養成講座(3課程)の連続受講ができるよう拡充
い ち ぶ しん せい まど ぐち えん かん しゅ わ つうやく せつ ち
一部の申請窓口(遠隔手話通訳システム)を設置

へい せい ねん ど
平成30年度

しゅ わ つうやくしゃ よう せい こう ざ ぞう せつ
手話通訳者養成講座の増設
ちやうかくしょうがいしゃ し えん き のうかくじゆ
聴覚障害者コミュニケーション支援センターの機能拡充
し やく しょ ぼん ちやう まど ぐち かい せつ ぞう いん
(市役所本庁での窓口開設やコーディネーターの増員など)
しゅ わ げん ご ふ きやうけいはつ じぎょう しん せつ
手話言語普及啓発事業の新設



手話に関する問い合わせ先など

あまがさき し ちょう かく しょうがい しゃ
尼崎市聴覚障害者コミュニケーション
支援センター

あまがさき し ひがしな まつちょう ちょうめ
〒660-8501 尼崎市東七松町1丁目23-1
あまがさき し やくしよ なか かん かい
尼崎市役所中館1階
でん わ
電話:06-6430-9485 FAX:06-6430-9489



なつかみにしがわでいいくち あか
※中館西側出入口の近くです

あまがさき し
尼崎市ホームページ

あまがさき し しゅ わ げん ご じょう れい
尼崎市手話言語条例

あまがさき し しゅ わ げん ご じょう れい けい はつ さっ し たい けん こう ぎ じょう ほう けい さい
尼崎市手話言語条例や啓発冊子、体験講座の情報などを掲載しています。
<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/042gaiyou/1012033.html>



あまがさき し しゅ わ げん ご じょう れい けい はつ さっ し たい けん こう ぎ じょう ほう けい さい
コミュニケーション支援者養成講座

しゅ わ つうやくしゃ ようやくひつきしゃ かくしゅい し そつう し えんしゃ ようせいこう ぎ じょうほう けいさい
手話通訳者・要約筆記者など、各種意思疎通支援者の養成講座の情報に掲載しています。
<http://www.city.amagasaki.hyogo.jp/kurashi/syogaisya/042gaiyou/1015707/index.html>



あまがさき し しゅ わ
尼崎市手話パンフレット

へん 集: 尼崎市健康福祉局障害福祉課
でん わ 電話:06-6489-6397 FAX:06-6489-6351

き かく せい さい きょうりょく あまがさき し ちょうりょくしょうがい しゃ ふく し きょうがい
企画・制作協力: 尼崎市聴力障害者福祉協会
きょう 協 力: 尼崎ろうあ協会 イラスト協力: 濱崎 明奈



この
楽しい

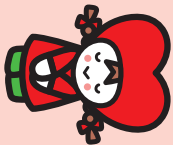
指文字 50音表

あいてがわ
か
ひょうじかん
*相手側から見た表現です

	あ		い		う		え		お
	か		き		く		け		こ
	さ		し		す		せ		そ
	た		ち		つ		て		と
	な		に		ぬ		ね		の
	は		ひ		ふ		へ		ほ
	ま		み		む		め		も
	や		ゆ		よ				
	ら		り		る		れ		ろ
	わ		を						

自身の手前につき

尼崎市(あまがさき) シニアフロア(シニア) スキット 実施中



このパペットの間に合わせ先

あまがさき し けん こう かく し きょくしやうかい かく し か
尼崎市健康福祉局障害福祉課

てんわ

電話: 06-6489-6397

FAX: 06-6489-6351